

## 都幾川村・玉川村合併協議会財務規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、都幾川村・玉川村合併協議会規約（以下「規約」という。）第14条の規定に基づき、都幾川村・玉川村合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (予算)

第2条 協議会の予算は、都幾川村及び玉川村（以下「2村」という。）からの負担金、繰越金その他の収入をもって歳入とし、協議会に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、協議会の承認を得なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを2村の長に送付しなければならない。

### (予算の補正)

第3条 会長は、協議会に係る予算において補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の承認を得なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第3項の規定を準用する。

### (歳入歳出予算の区分)

第4条 歳入予算の款及び項の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款及び項の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項を定めることができる。

### (出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が定める金融機関に、これを預け入れる等、安全かつ確実な方法で管理しなければならない。

### (協議会出納員)

第6条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会の出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務を処理する。

### (予算の流用及び予備費の充用)

第7条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、会長の属する村の例により行う。

### (決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後3月以内に協議会の決算を調製し、協議会の監事の監査に付した後、協議会の承認を得なければならない。

2 会長は、前項の規定により、決算の承認を得たときは、当該決算書の写しを2村の長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続)

第9条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、会長の属する村の例により行うものとする。

2 協議会の出納員は、次に掲げる文書を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な文書

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年11月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

歳入予算の款及び項の区分

款	項
1 負担金	1 負担金
2 繰越金	1 繰越金
3 諸収入	1 諸収入

別表第2（第4条関係）

歳出予算の款及び項の区分

款	項
1 運営費	1 会議費
	2 事務費
2 事業費	1 事業推進費
3 予備費	1 予備費